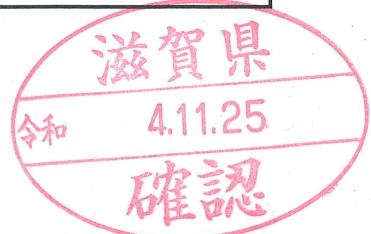


近江八幡八日市都市計画地区計画の変更（近江八幡市決定）

都市計画県道2号西庄町黒橋活性化地区計画を次のように変更する。

地区計画の名称	県道2号西庄町黒橋活性化地区計画
地区計画の位置	近江八幡市西庄町字黒橋988番3外
地区計画の区域面積	約1.32ha
地区の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 当該地区は、JR近江八幡駅より北東1.6km付近に位置し、主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）の沿道にある。また、当該地区の西側には、主要地方道大津守山近江八幡線（県道26号）があり、交通の利便性に恵まれている。 当該地区の周辺については、物販店舗、ガソリンスタンド等が立地をしており、賑わいのある商業業務地を形成している。 このことから、幹線道路沿道においては、沿道の利便性を活かした適切な土地利用を進める必要がある。 そのため、本計画は、幹線道路沿道の土地を有効活用し、更なる賑わいを創出するとともに、無秩序な開発を抑制し、良好な商業業務地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針 1. 良好的な自然環境を確保しつつ、都市的土地区画整理事業と自然的土地区画整理事業との調和を図る。 2. 既存施設と共に計画区域内の土地を有効活用し、地域流通機能の向上等を図る。
	地区施設の整備方針 良好な沿道景観を形成するため、緑地を有効に配置する。
	建築物等の整備方針 ①良好な沿道景観を形成するため、建築物の用途、建築物の壁面の位置及び建築物等の高さを制限するとともに、建ぺい率及び容積率の最高限度を定め、建築物の屋根の形態、垣又は柵の構造の制限についても定める。 ②敷地細分化等による建築物の乱立を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 ③建築物及び屋外広告物等については、近江八幡市風景計画及び屋外広告物条例に準拠するものとする。
	その他の当該区域の整備、開発及び保全に関する方針 特に定めない。



地区整備計画	地区施設の配置及び規模	特に定めない。
	地区の区分	商業地区 約1.32ha
	建築物等の用途制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(に)項に掲げる建築物及び住宅。 ただし、倉庫業を営む倉庫及び下記の用途で床面積の合計が 1,500m²を超えないものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自動車車庫 ②自動車修理工場 <p>(原動機を使用する場合は、作業場の床面積の合計が300m²を超えないもの)</p>
	容積率の最高限度	10分の20
	建ぺい率の最高限度	10分の6
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。</p> <p>ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの。
	建築物等の高さの最高限度	1.2m
	建築物の各部分の高さ	特に定めない。
	建築物等の形態及び意匠の制限	軒の高さが1.0mを超える建築物について、その屋根は棟を有する勾配屋根とし、その勾配は10分の3以上とする。
	垣又は柵の構造の制限	生垣若しくはフェンスなどで透視可能なものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で、高さ60cm以下のものについてはこの限りではない。
土地の利用に関する事項		開発許可基準に即した当該必要規模の調整池を配置し、開発事業者において整備する。また、区域を細分化して開発を行う場合においても、開発面積に応じた規模の調整池の必要性を検証して配置し、その開発事業者において整備する。

